



2022年10月31日

各 位

会 社 名 MIRARTH ホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 島 田 和 一
(コード番号 8897 東証プライム)
問 合 せ 先 I R 室 長 鈴 木 健 介
(TEL 03-6551-2133)

当社における宅地建物取引業の自主廃業および再申請について

当社は、下記のとおり宅地建物取引業の欠格事由に該当していることが発覚したことから、宅地建物取引業を一旦自主的に廃業し、改めて体制を整備した後に、事業継続に向けて免許の再取得の申請を行うことを本日開催の取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件に伴いお客様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件の概要

当社の元役員が、道路交通法違反（スピード違反）で執行猶予付き有罪判決を受けていたものの、当社に対しての報告を怠っておりました。本件の発覚により、当社の宅地建物取引業の欠格事由に該当していることを認識したため、発覚日の翌日である2022年9月16日付で元役員は当社の役員を辞任し、経緯を監督官庁へ報告を行いました。その後、当社において検討した結果、本件の重大性に鑑み、宅地建物取引業を自主的に廃業するのが妥当と判断するに至りました。そのため、本日、当社取締役会は本件を承認し、監督官庁に対して当該免許の廃業の届出を行っております。

2. 本件による影響

宅地建物取引業の自主廃業に伴い、当社は不動産の新規仕入契約ならびに保有物件の新規販売契約の締結ができなくなりますが、2022年10月30日以前に契約を締結しているものにつきましては、決済業務を行うことが可能です。なお、事業を行うグループ会社である株式会社タカラレーベンが、宅地建物取引業免許を保有しておりますので、グループ会社の協力により、宅地建物取引業免許再取得までの事業に与える影響は最小限におさえることが可能であると考えております。

3. 今後の対応について

再発防止の体制を整え次第、速やかに宅地建物取引業免許の再申請準備を進める方針です。再取得までの期間は、当社グループ会社全社の協力で、影響を最小限にするべくバックアップしていく所存です。また、当社は当該元役員に対し民事上の法的措置も検討しております。

なお、本件に関する対応につきましては、本日開示しております「弊社宅地建物取引業の自主廃業に関するお問い合わせ先およびご質問と回答について」をご参照下さい。

<https://mirarth.co.jp/pdf/news/2022103102.pdf>

4. 業績への影響について

現在のところ、本件による 2023 年 3 月期の当社連結業績への影響は軽微であると判断しております。

以 上